

定款第4条 目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に関する専門的な知識の普及と技術の向上により、ビルメンテナンス業界の資的向上を図り、多数の者が使用し、または利用する建築物における衛生的な環境の確保を期するとともに、地域環境美化等に取り組うことによって、公衆衛生の向上と増進に寄与することを目的に、公益事業を主体として、次のとおり事業計画を策定し積極的に取り組むこととする。

社会奉仕委員会

委員長 大田 道治

2025年

2026年

社会奉仕委員会 年間事業フレーム

事業名	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
障害者就労支援事業	○											○	○
	予定											予定	予定
アビリンピック		○											
		予定											
障害者重点分野就労支援事業				○									
				予定									
クリーンスタッフ講習会								○	○				
								予定	予定				

* 委員会は基本月1回実施でその事業の上程進行具合で次第作成し実施。

* 8月に荻本晋吾氏と石原 剛氏が、県下の特別支援学校に出向いて、ビルクリーニング技能検定員として活躍しています。

* 会長からの指示事項として、近畿地区本部が主催する「障害者ビルクリーニング近畿大会」に出場できる障害者を検討する。→ 年間を通じて検討する。